

公益財団法人石川県下水道公社 定款

目 次

- 第 1 章 総 則 (第 1 条 ~ 第 2 条)
- 第 2 章 目的及び事業 (第 3 条 ~ 第 4 条)
- 第 3 章 財産及び会計 (第 5 条 ~ 第 12 条)
- 第 4 章 評議員 (第 13 条 ~ 第 16 条)
- 第 5 章 評議員会 (第 17 条 ~ 第 26 条)
- 第 6 章 役員 (第 27 条 ~ 第 34 条)
- 第 7 章 理事会 (第 35 条 ~ 第 43 条)
- 第 8 章 定款の変更、合併及び解散等 (第 44 条 ~ 第 48 条)
- 第 9 章 情報公開及び個人情報保護等 (第 49 条 ~ 第 51 条)
- 第 10 章 事務局等 (第 52 ~ 第 53 条)
- 第 11 章 補 則 (第 54 条)

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人石川県下水道公社と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、地方公共団体が設置する下水道施設の適正かつ効率的な管理運営等に関する施策に協力するとともに、下水道に関する技術的援助や調査研究及び普及・啓発を行い、県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 流域下水道施設の維持管理に関すること。
- (2) 下水道の水質分析等の技術的支援業務に関すること。
- (3) 下水道汚泥の処理方法についての調査及び研究に関すること。
- (4) 下水道知識の普及・啓発活動及び研修に関すること。
- (5) その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

2 前項の事業は、石川県内において行うものとする。

第 3 章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 6 条 この法人は、基本財産について、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 この法人の事業遂行上、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理・運用)

第 7 条 この法人の財産運用管理は、適切かつ効率的に行うものとし、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

(事業年度)

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。
- 2 前項の書類は、直近の評議員会に報告するものとする。
 - 3 前 2 項については、第 1 項の書類を変更する場合も、同様とする。
 - 4 第 1 項の書類については、理事会が承認したことを証する書類とともに、毎事業年度の開始の日の前日までに石川県知事に提出し、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については内容を報告し、第 3 号から第 6 号の書類については承

認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類については、理事会が承認したことを証する書類とともに、毎事業年度終了後3か月以内に石川県知事に提出し、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事及び評議員の名簿
- (3) 理事及び監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員3人以上6人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

- ア 当該評議員の配偶者又は3親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人
 - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
 - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
- ア 理事
 - イ 使用人
 - ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員

の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程によることとする。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日前の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が評議員会の議長となる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 役員等の責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事及び監事の候補者の合計数が第13条又は第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、

議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第6章 役員

(役員 の 設置)

第27条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上10人以内

(2) 監事2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人のうちには、理事のいずれか1人及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

4 この法人の理事は、他の同一団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了及び辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権限義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程によることとする。

(役員等の責任の軽減)

第34条 この法人は、役員的一般法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解任

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告す

ることを要しない。

- 2 前項の規定は、第29条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の決議については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。
- 3 認定法第11条第1項に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、石川県知事の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を石川県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第45条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の決議により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を石川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(存続期間)

第46条の2 この法人の存続期間は、平成30年3月31日まで

とし、その日の満了をもって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を促進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局等

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(書類及び帳票の備え付け)

第53条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳票を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事及び監事の名簿
 - (3) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第49条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 財団法人石川県下水道公社の規程・規則等については、公益財団法人石川県下水道公社の規程・規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 4 第28条の規定にかかわらず、この法人の最初の理事長は石丸清一とする。最初の専務理事は佐藤哲夫とする。
- 5 この法人の最初の評議員は別紙公益財団法人石川県下水道公社の最初の評議員名簿(別表第1)に掲げる者とする。

- 6 この法人の登記の日に就任する最初の理事及び監事は、別紙公益財団法人石川県下水道公社の最初の理事・監事名簿（別表第2）に掲げる者とする。

附 則

この変更は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（附則第5項関係）

公益財団法人石川県下水道公社の最初の評議員名簿

氏 名
川 村 國 夫
糸 屋 吉 廣
高 塚 善 衛
堀 畑 正 純

別表第2（附則第6項関係）

公益財団法人石川県下水道公社の最初の理事・監事名簿

役 職	氏 名
理事長（代表理事）	石 丸 清 一
専務理事（業務執行理事）	佐 藤 哲 夫
理 事	山 崎 純 生
理 事	近 藤 公 一
理 事	東 裕 之
理 事	村 田 與 好
理 事	中 西 幸 一
理 事	今 村 滋
理 事	中 野 哲 朗
監 事	西 村 博
監 事	塚 崎 俊 博